

○ 西いぶり広域連合監査委員処務規程

平成 12 年 3 月 28 日
監査委規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 西いぶり広域連合監査委員（以下「委員」という。）の職務は、この規程の定めるところにより、これを行う。

(心得)

第 2 条 委員は、職務の円滑な執行を図るため、打合せを行い連絡統一を期するものとする。

(協議事項)

第 3 条 委員の協議に付さなければならない事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 監査計画及び分担に関すること。
- (3) 監査及び審査の結果の措置に関すること。
- (4) その他重要と認めること。

(委員の協議)

第 4 条 委員は、監査を終了したときは、速やかにその結果の判定並びに報告及び公表すべき事項等を作製し、委員の協議に付さなければならない。

(結果の公表)

第 5 条 監査の結果は、前条の委員の協議を経た後でなければこれを公表してはならない。ただし、軽易な事項の監査で、単に注意を与えるとき又は委員の中の 1 人に事故あるとき、若しくは欠けたときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。